

大掃除前に再確認！

みんなぞ守ろう！ ゴミ出しマナー

毎年、年末の大掃除に伴い家庭から出されるごみの排出ルールが守られていない場合が見受けられます。ごみステーションに出す場合は、次の事項を必ず守ってください。

- ①決められた日の午前8時までに出す。(収集後のゴミ出しは厳禁)
- ②可燃・不燃・資源ごみの分別をしっかりとする。

③市で収集できないものは個人の責任で処理をする。

◆収集できないもの

- ・建築物解体時に生じた木材、トタン、雨どい、畳等
- ・農業により排出されたマルチ、育苗箱等、プラスチック製品
- ・家電リサイクル品目(テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン類

※分解等をしても収集はできません。

エコパークたつおかへの自己搬入についても、市で収集できないものは、同様に受付することができません。

詳細については、各戸配付してあります「平成27年度ごみ・資源物収集カレンダー」や「ごみ分別マニュアル」を再確認してください。

さわやかな新年を迎えるにあたり、地域のごみステーションを清潔に保つよう、皆さんのご協力をお願いします。

■問い合わせ

環境課環境政策担当
(内線 131・132)

水道管の凍結・破裂にご注意！ 年末年始の 水道工事指定店一覧

気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍結して水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。寒波が到来する前に、保温材などで水道管に防寒措置をしましょう。

なお、年末年始に水道管の修理が必要な際には、水道工事指定店へ直接お問い合わせください。

☆水道の利用者が転居や死亡などで変更となる場合は必ず手続きをお願いします。

■問い合わせ

上下水道課水道管理担当
(内線 616・617)

日付	曜日	指定店名	電話
12月29日	火	菊島設備(株)	090-3244-6529
12月30日	水		
12月31日	木	細田設備	090-3003-1451
1月1日	金		
1月2日	土	(株)日設管興	090-3319-0520
1月3日	日		
1月4日	月		
		八代設備	0551-25-5511

空き家の所有者の方々へ

空き家の適正な管理にご協力をお願いします

人が住んでいない空家等は、建材の腐敗や老朽化の進行が早く周辺に悪影響を及ぼす恐れがあります。もし、通行人や近隣の家などに危害が及んだ場合、損害賠償を請求される可能性もあります。このようなことにならないように日頃から適正な管理に努めてください。

また、眠っている空家等を有効利用するため、「売ってもよい」「貸してもよい」という空家等をお持ちの方は、「空き家バンク登録制度」もありますので、ぜひご活用ください。

☆蕪崎市空家等対策の推進に関する条例を制定

個人の財産である家は、所有者等が自己責任において管理することが原則ですが、所有者を特定するための実態調査や、所有者等に対し助言又は指導、勧告、命令等を行う「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年6月に施行されました。また、市でも適正な管理がされていない空家等の相談が増加していることから、市民の安心で安全な生活の確保及び生活環境の保全を図るため、平成27年12月1日より「蕪崎市空家等対策の推進に関する条例」を施行し、引き続き、空家等対策に取り組んでいきます。

■問い合わせ

- ・条例等の内容に関する問い合わせ 環境課環境政策担当 (内線131・132)
- ・空き家バンクに関する問い合わせ 企画財政課人口対策担当 (内線358・359)